平成23年11月22日(火)

相談支援について

- •計画相談支援•障害児相談支援
- •地域相談支援(地域移行支援•地域定着支援)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの 間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の 地域生活支援のための法改正であることを明記
- ② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
- ③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- ④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 一 相談支援体制の強化 「市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
- ⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し

[、]18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。 その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成23年10月1日)から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 一 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)
- (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、
 - (3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、
 - (5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6): 公布日施行 (2)(4)(5): 平成24年4月 1日までの政令で定める日 (平成24年4月1日)か ら施行

平成22年11月12日 牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法等の改正法案を提出 平成22年12月 3日 改正法が成立

④ 相談支援の充実

(施行期日) **平成24年4月1日施行**

相談支援体制の強化

- (課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取組状況に差がある。 また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。
- → 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援 センター)を市町村に設置。
- → **自立支援協議会について、**設置の促進や運営の活性化のため、**法律上に根拠を設ける**。
- → 地域移行や地域定着についての相談支援の充実(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)。

支給決定プロセスの見直し等

- (課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。
- → 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。
- → サービス等利用計画作成の対象者を**大幅に拡大**。
 - ※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は2,731人(H21.4)。

サ

ス

利

用計

地域移行支援

地域定着支援

「障害者」の相談支援体系

現行

(見直し後)

市町村/指定相談支援事業者に委託可

〇障害者・障害児等からの相談(交付税)



市町村/指定特定(計画作成担当)・一般相談 支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

〇障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

- 〇指定相談支援(個別給付)
 - ・サービス利用計画の作成
 - ・モニタリング
- 〇障害者・障害児等からの相談



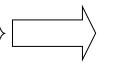
指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

- ※事業者指定は、市町村長が行う。
- 〇計画相談支援(個別給付)
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援
- 支給決定の参考
- •対象を拡大
- ○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

○精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金) (都道府県/指定相談支援事業者、精神科病院等 に委託可)

〇居住サポート事業(補助金)

(市町村/指定相談支援事業者等に委託可)



指定一般相談支援事業者

(地域移行・定着担当)

- ※事業者指定は、都道府県知事が行う。
- 〇地域相談支援(個別給付)
 - ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同 行支援・入居支援等)
 - ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)
- ○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

4

※ 市町村が現行制度において担っている地域生活支援事業の相談支援事業に係る役割については、これまでと変更がないことに留意。

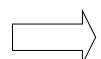
「障害児」の相談支援体系

見直し後

市町村/指定相談支援事業者に委託可

現行

〇障害者・障害児等からの相談(交付税)



市町村/指定特定(計画作成担当)•一般相談 支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

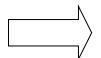
〇障害者・障害児等からの相談(交付税)

居宅 ザ

ス

指定相談支援事業者

- ※事業者指定は、都道府県知事が行う。
- 〇指定相談支援(個別給付)
- ・サービス利用計画の作成
 - ・モニタリング
- ○障害者・障害児等からの相談



指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

- ※事業者指定は、市町村長が行う。
- 〇計画相談支援(個別給付)
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援
- 支給決定の参考
- 対象を拡大
- ○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

通所 サ え

ビス等利用計画等

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)



創設

障害児相談支援事業者(児)

- ※事業者指定は、市町村長が行う。
- ○障害児相談支援(個別給付)
 - •障害児支援利用援助
 - •継続障害児支援利用援助

(児)とある のは児童福 祉法に基づ くもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的 な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

事業者指定のイメージ

特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者及び一般相談支援事業者各々の指定を一体的に受けることも可能。

特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)

(人員基準) 管理者、相談支援専門員

※「障害児相談支援事業者」の指定を受ける場合は、障害者自立支援法に基づくサービスと一体的な計画を作成する必要があるため、「特定相談支援事業者」の指定も併せて受けることを想定。

この場合、「障害児相談支援事業者」と「特定相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者についても、対象者を障害児のみとすることも可能とする。

一般相談支援事業者(地域移行・定着支援担当)

(人員基準) 管理者、相談支援専門員、地域移行推進員(仮称)

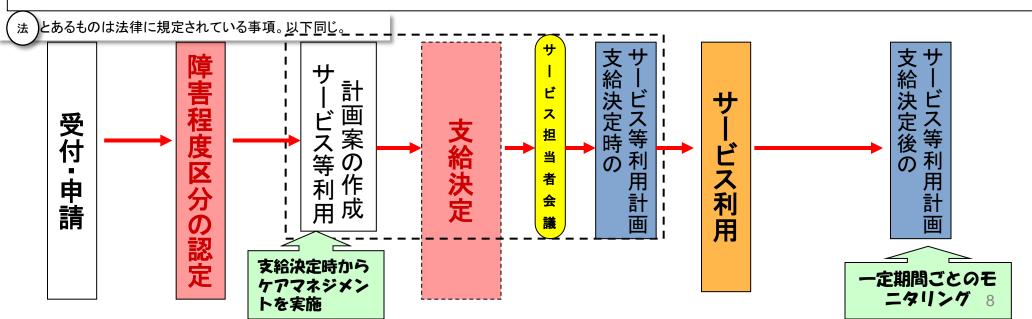
【想定される類型】



計画相談支援•障害児相談支援

支給決定プロセスの見直し等

- (法) 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。
 - * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出することもできる。
 - * 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について、市町村が 指定する。
 - * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- (法) 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング) について、計画相談支援給付費を支給する。
- 造)障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。
 - * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス 等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成することを想定)
 - * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。



計画相談支援・障害児相談支援(案)

1. 対象者

→ 障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく 支援するため、対象者を大幅に拡大。

具体的な対象者については、以下のとおりとする。

(障害者自立支援法の計画相談支援の対象者)

- 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者
- 障害福祉サービスを利用するすべての障害児
 - ※ 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合については、市町村が、介護保険制度の居宅介護支援計画 (ケアプラン)で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないことも可。

(児童福祉法の障害児相談支援の対象者)

障害児通所支援を利用するすべての障害児

→ 対象拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が必要となるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべての対象者について実施。

この場合、新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者(※)、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大。

なお、施設入所支援と就労継続支援又は生活介護の利用の組み合わせは、ケアマネジメント等の手続きを前提に認めることとしているため、当該組み合わせに係る平成24年4月以降の新規利用者はサービス等利用計画作成が必須となることに留意。

- ※ ① 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ② 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - ③ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの 並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)

2. サービス内容

〇 支給決定時(サービス利用支援・障害児支援利用援助)

- (法)・支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画(以下、「計画」という。)案を作成。
 - ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。
 - 支給決定後(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)
 - ・ 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う(モニタリング)。
 - サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

3. 事業の実施者(市町村が指定する特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当))

(指定手続)

- → 「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」が、事業所の所在地を管轄する市町村長に申請し、当該市町村長が指定。(事業所の所在地以外の市町村の障害者(児)への計画相談支援、障害児相談支援も実施可。)
- → 「総合的に相談支援を行う者」の基準については、以下を満たす事業者とする。
 - (1) 三障害対応可(他の事業所との連携により、可能な場合を含む。)
 - ② 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること
 - ③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

(人員基準)

- → 管理者及び相談支援専門員(現行の指定相談支援事業者と同じ)とする。
- ※ 事業所ごとに、専従の者を配置しなければならない(地域相談支援との兼務は可)。 ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間(案)

1 基本的な考え方

- 対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める 仕組みとする。
- 一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示すこととする。

2 モニタリング期間の設定(案)(省令事項)

市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の提案を踏まえて、以下の標準期間及び事項を勘案して個別に定める仕組みとする。

標準期間

- ① 新規又は変更決定によりサービス内容に著しく変更があった者 ※④を除く → 利用開始から3ヶ月間、毎月実施
- ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者 ※①を除く
- ア 以下の者(現行制度の対象者) ※概ね1割程度を想定 → 毎月実施
 - ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ・ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を 行うことが困難である者
- ・ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの 並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限 る。)
- イ ア以外の者 ※概ね9割程度を想定
- ③ 障害者支援施設入所者 ※①及び④を除く
- ④ 地域移行支援利用者

→ 6ヶ月ごとに1回実施

→ 1年ごとに1回実施

→ 6ヶ月ごとに1回実施

勘案事項

- 〇 障害者等の心身の状況
- 〇 障害者等の置かれている環境
 - 家族状況
 - ・ 障害者等の介護を行う者の状況
 - ・生活状況(日中活動の状況(就労・通所施設等)、地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ(乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等)の変化
- 〇 総合的な援助の方針(援助の全体目標)
- 〇 提供されるサービスの種類、内容、量
- 〇 提供される各サービスの目標及び達成時期
- 〇 支給決定の有効期間 ※支給決定の有効期間の最終月は、支給決定の更新等のための計画作成等を併せて実施。 等

3 モニタリング期間設定の手続き(案)(省令事項)

- ① 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)が、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案を含む。以下同じ。)に「モニタリング期間(毎月、6月ごと等)案」を記載。
- ② 利用者が、当該サービス等利用計画案を市町村に提出。
- ③ 市町村は、支給決定に併せて、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、支給決定の有効期間の範囲内(毎月等集中的に実施する場合は1年を越えない範囲内)で「モニタリング期間(毎月、6月ごと等)」を定め、受給者証(※)に当該期間を記載し、対象者に通知。
 - ※ 受給者証に記載欄を設ける。
- ④ 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)は、市町村が定めたモニタリング期間に基づき、モニタリングを実施。
- ⑤ 市町村は、モニタリング期間を変更(毎月→6ヶ月等)する場合には、その都度、変更したモニタリング期間を利用者に通知 (受給者証の提出を求め記載を変更)。
- ⑥ なお、対象者が不在である等によりやむを得ずモニタリング期間が予定月の「翌月」となった場合であって、市町村が認めるときには報酬を算定できることとする。 12

4 その他の論点

セルフプラン作成者に係るモニタリングの取扱い

セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できる者であることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)によるモニタリングは実施しないこととする。

相談支援専門員がサービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅)と兼務する場合のモニタリングの取扱い

相談支援専門員は、原則専従としているが、相談支援の提供体制を確保する観点から、現行制度と同様に、業務に支障がない場合にはサービス提供事業所の職員等の兼務を認めることとしている。

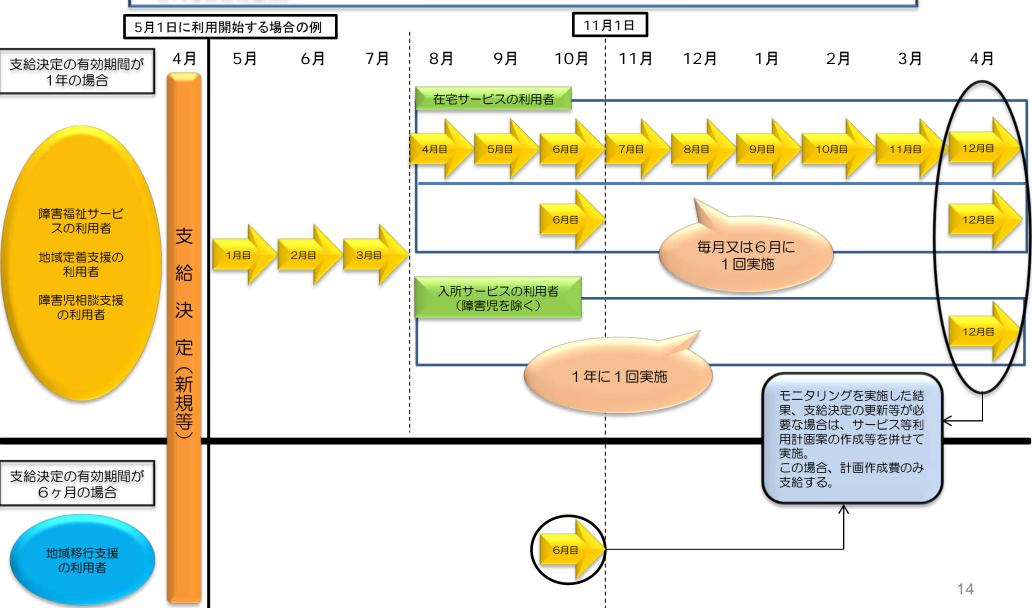
サービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅すべて)と兼務する相談支援専門員がサービス等利用計画を作成した結果、兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねない。

このため、以下のやむを得ない場合を除き、モニタリングは別の相談支援専門員が行うことを基本とする。

- ① 地域に他の相談支援事業者がない場合
- ② 新規支給決定又は変更後、概ね3ヶ月以内の場合(計画作成とその直後のモニタリングは一体的な業務であること、また、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。)
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合 等

モニタリングの標準期間のイメージ

※ 当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回」とすること、入所サービスの利用者を「1年に1回以上」とすることなどが想定されることに留意。



サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切な サービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、 当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- 日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべ き課題
- ・その他



サービス等利用計画

- サー・生活に対する意向
 - ・総合的な援助の方針
 - ・解決すべき課題
 - ・サービスの目的(長期・短期)
 - ・その達成時期
 - サービスの種類・内容・量
 - ・サービス提供の留意事項

7 障害福祉サービスに加え、保健1 医療サービス、その他の福祉1 サービスや地域住民の自発的活1 動なども計画に位置づけるよう努いめる。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、 サービスの役割分担、 利用者の環境調整等、 総合的な支援計画を 作る。

サービス事業者

サービス事業者

アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- •課題
- ・その他

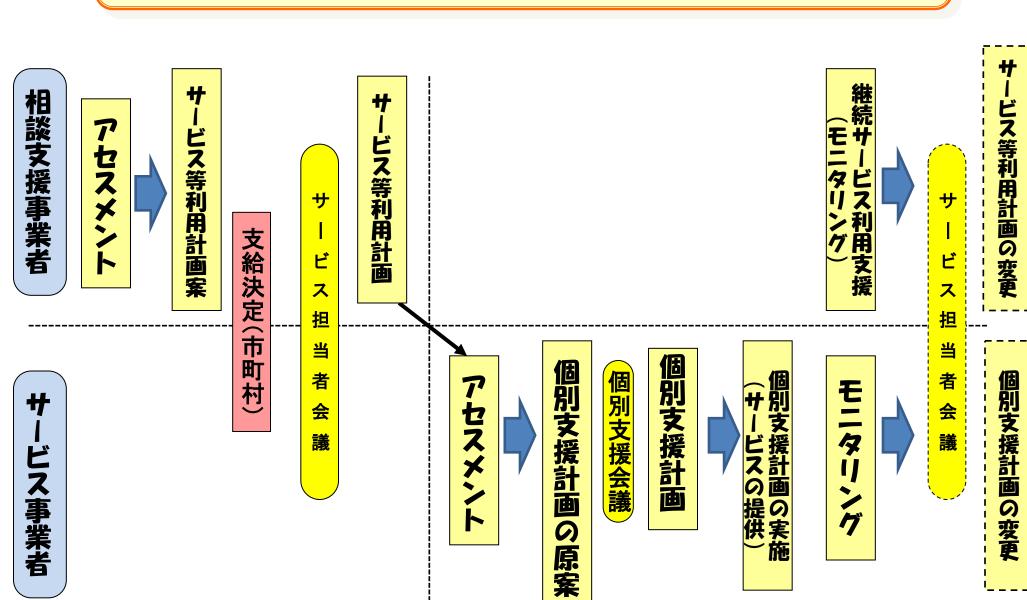


個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、 自らの障害福祉サービス事業 所の中での取組について具体 的に掘り下げて計画を作成する よう努める。

15

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



現行のサービス利用計画作成費の現状

現行のサービス利用計画作成費について

【報酬単価について(1月あたり)】

- 〇 基本報酬
 - サービス利用計画作成費(I) 850単位
 - ※ 利用者負担上限額管理を行う場合は1,000単位
- 〇 加算
 - 特定事業所加算

450単位(質の高いケアマネジメントの実施体制を整えている事業所のサービスを評価)

特別地域加算

15%加算(中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価)

- 〇 特定事業所加算の算定要件について
 - ① 相談支援従事者現任研修を修了している相談支援専門員を1名以上配置していること。
 - ② 運営規定において事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと。
 - ③ 地域自立支援協議会等に定期的に参加する等、医療機関や行政機関との連携体制を確保していること。
 - ④ 相談支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
 - ⑤ 一般的な相談支援の全部又は一部について、市町村から委託を受けていること。

(参考1)現在の報酬の設定根拠

•基本報酬(850単位)

平成17年度当時の介護保険制度における居宅介護支援費(850単位)を参考に設定

•特定事業所加算(450単位)

現在の介護保険の居宅介護支援費(要介護3~5)の基本報酬1,300単位(サービス利用計画の基本報酬850単位を差し引いた額が450単位)を参考に設定

特別地域加算(15%)介護保険制度の居宅介護支援費の特別地域加算(15%)を参考に設定

(参考2)平成21年度報酬改定の内容

- 特定事業所加算及び特別地域加算を創設
- ・対象者の拡大(対象外だったグループホーム・ケアホーム、自立訓練の利用者を対象者に追加)

特別地域加算について

内容

○ 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスについて評価を行う。特別地域加算 所定単位数の15%を加算

法令上の規定

(障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準)

4 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定相談支援を行った場合に、特別地域加算として、 1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

<u>(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額</u>の算定に関する基準)

- 〇 居宅介護(重度訪問介護、行動援護、同行援護も同様の規定)
- 13 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別に厚生労働大臣が定める地域(次の各号のいずれかに該当する地域)

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定 農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

現行のサービス利用計画作成費の実績

サービス利用計画作成費の利用者数は、障害福祉サービスの実利用者の0.62%と低調。

サービス利用計画作成費算定者数 3,844人(障害福祉サービス実利用者数61,9万人のうち0,62%)

うち特定事業所加算算定者数2,192人(57.0%)うち特別地域加算算定者数732人(19.0%)

○ 現行のサービス利用計画作成費算定事業所数 835事業所 うち特定事業所加算算定事業所数 342事業所(41.0%) うち特別地域加算算定事業所数 155事業所(18.6%)

つ サービス利用計画作成費総費用額 44,252千円 うち特定事業所加算費用額 9,980千円 うち特別地域加算費用額 941千円

【 国保連データ(平成23年7月分)より】

現行の指定相談支援事業者の収支の状況等について

相談支援事業者の収入は、市町村からの相談支援業務に係る委託費が大半を占めている。

【収入】

○ 事業活動収入 うち補助事業等収入 うち自立支援給付費等・措置費・運営費収入 その他

11,554千円 11,130千円(96.3%) 331千円(2.9%) 93千円(0.8%)

【支出】

○ 事業活動支出 うち給与費 うち減価償却費 うち委託費 その他 11,748千円 9,825千円(83.6%) 115千円(1.0%) 41千円(0.3%) 1,767千円(15.0%)

【従事者の状況】

〇 相談支援専門員の常勤率

85.6%

- 〇 一人当たりの給与(年平均)
 - 常勤

非常勤

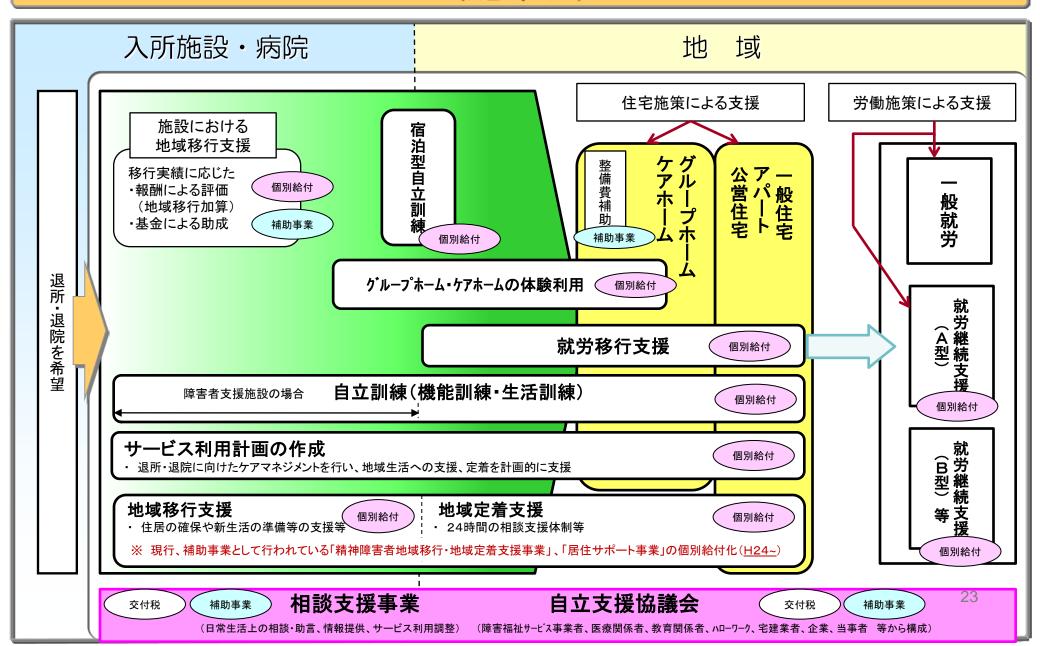
4, 097千円

2,726千円

地域相談支援 (地域移行支援·地域定着支援)

障害者の地域移行を進めるための支援方策について

 $(H24, 4\sim)$



地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)(案)

1. 対象者

(地域移行支援)

(x) O 障:

- 〇 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者
 - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- 〇 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者。
 - → 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象とし、1年未満の入院者については、特に支援が必要な者(例えば、措置入院や医療保護入院から退院する者で、住居の確保などの支援を必要とするものなど)を対象とする。
 - ※ 地域移行支援の支給決定主体については、現行の障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。 (入院・入所前の居住地の市町村が支給決定)

(地域定着支援)

法

法

- 居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者。
 - → 「その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者」については、家庭の状況等により同居している家族による支援を 受けられない障害者とする。
 - → 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等を想定。
 - → グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、通常、当該事業所の世話人等が対応 することとなるため、対象外。

2. サービス内容

(地域移行支援)

- は居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。
 - → 「その他厚生労働省令で定める便宜」は、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を想定。

(地域定着支援)

- 、^法) 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。
 - → 「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保 することが前提。
 - → 「その他の便宜」については、緊急訪問、緊急対応等を想定。

3. 給付決定の有効期間

(地域移行支援)

→ 6か月以内。市町村が対象者の状況に応じて必要と認める場合は6ヶ月以内で更新可。 更なる更新については、市町村が真に必要と認める場合に6ヶ月以内ごとに更新可。

(地域定着支援)

→ 1年以内。対象者の状況に応じて必要に応じて更新可とする。

4. 事業の実施者(都道府県が指定する一般相談支援事業者(地域移行・定着担当))



法)※ 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者(地域移行・定着担 当)」とみなす。(期間内に指定申請しないときは、その効力を失うことに留意。)

(指定手続)

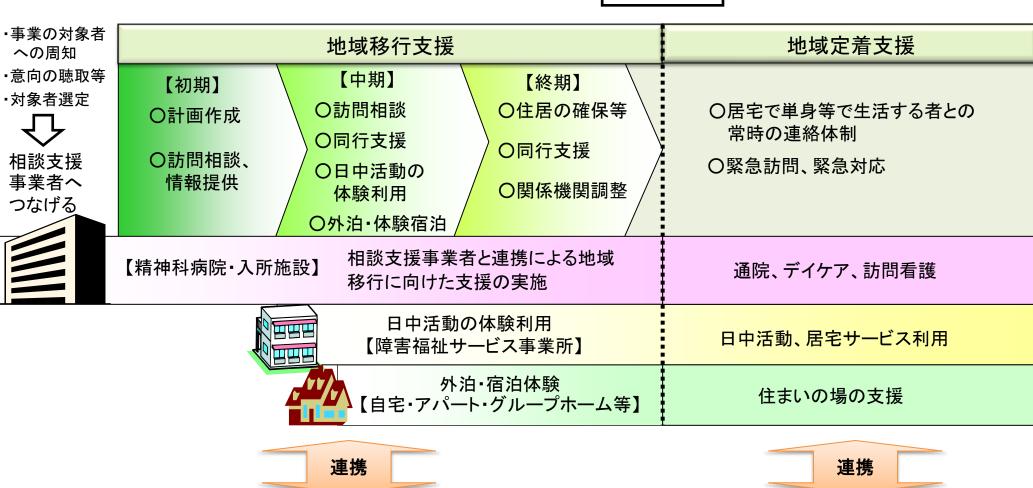
→ 当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に申請し、当該都道府県知事が指定。

(人員基準)

- → 管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援を担当する者とする。
 - ※ 事業所ごとに、専従の者を配置をしなければならない(計画相談支援・障害児相談支援との兼務は可)。 ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- ※ 相談支援専門員については、自ら地域相談支援を実施する他、地域移行推進員への助言指導等を行う責任者としての役割。
- ※ 地域移行支援・地域定着支援を担当する者については、資格や経験を問わない。
- ※ 現行の精神障害者地域移行・定着支援事業を実施する事業者については、当面の間、相談支援専門員の配置の有無に関わらず指定できる経過措 置を設ける。

地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院•退所



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村 ・ 保健所 ・ 精神保健福祉センター ・ 福祉事務所 ・ 障害福祉サービス事業所 ・ 障害者就業・生活支援センター 等

「地域移行支援」の流れ(イメージ)

初期段階

- 地域移行支援計画の作成(利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者 との個別支援会議の開催等を踏まえて作成)
- 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等(信頼関係構築、 退院に向けた具体的イメージ作り)

中期段階



- 対象者への訪問相談(不安や動機づけの維持のための相談)
- 同行支援(地域生活の社会資源や公的機関等の見学、障害福祉サービス事業所の体験等)
- 自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- 関係機関との連携(精神科病院・入所施設等との個別支援会議開催や調整等)

終期段階

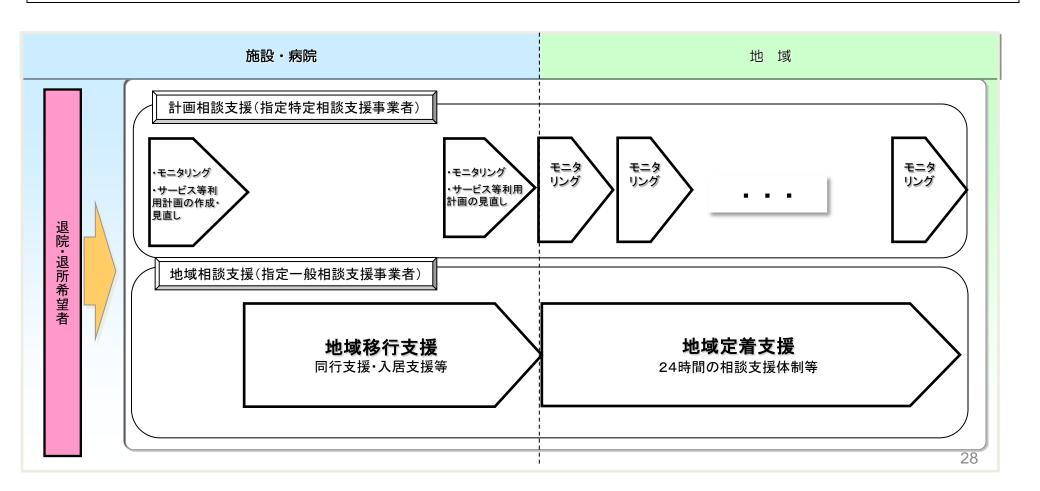


- 住居の確保等の支援(退院・退所後の住居の入居手続きの支援)
- 同行支援(退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等)
- 関係機関との連携・調整(退院・退所後の生活に関わる関係機関との連絡調整)

27

施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
- 入院患者は、モニタリング対象者ではないため(サービス利用者ではないため)、精神科病院からの 依頼を受けて、地域移行支援に繋げる。
 - ※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。



現行の補助事業等について

現行の補助事業の概要

- 〇 精神障害者地域移行・地域定着支援事業
 - → 全都道府県で実施 H21年度支援対象者数 2,272人(内 退院者790人(34.8%))
 - ① 地域移行推進員 退院に向けた相談、個別支援計画作成、個別支援会議開催、同行支援、家族への相談、関係機関 との調整等を行う。
 - ② ピアサポートの活用 退院に向けた相談、同行支援等を行う。
 - ③ 地域体制整備コーディネーターの配置 病院、サービス事業者への協力要請、地域移行推進員への助言、普及啓発等を行う。
 - ④ 協議会の設置 対象者の決定、体制整備のための調整、事業の評価等を行う。
- 〇 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
 - → 224市町村で実施(1,750市町村の13%)H21年度支援対象者数 入居支援1,195人(内一般住宅への入居者数525人(43.9%))24時間支援417人
 - ① 入居支援 一般住宅への入居を希望する者に対し、不動産業者への物件斡旋依頼及び家主との入居手続きを支援。
 - ② 24時間支援 夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、 必要な支援を行う。

現行の補助事業の自治体が定める単価の例

地域移行支援

① 同行支援の補助単価(精神障害者地域移行・地域定着支援事業)

A県 1h 1,610円、B県 1月13,000円(訪問相談も含む) C県 1h~3h未満 2,628円 3h以上5,256円、D県 1h 900円、E県 1日 5,390円 F県 1h 1,135円、G市 1h 1,340円

② 入居支援の補助単価(居住サポート事業)

A市 5万円、B市 5万円、C市 5万円、D市 5万円、E市 3万円、F市 1万円 G市 5千円、H市(入居手続き支援1日) 10,500円

地域定着支援

○ 24時間支援の補助単価(居住サポート事業)

A市

・継続支援: 3,000円×延登録者 ・緊急支援: 7,340円×出動延回数(深夜11,010円)

B市

・電話 1,000円×回数(夜間 1,500円) ・訪問 3,000円×回数(夜間 4,500円)

C市

・電話 800円×回数 ・関係機関調整 2,000円×回数 ・訪問 2,000円×回数

D市

・継続支援: 3,000円×延登録者数

E市

・訪問(夜間・休日) 5,000円×回数

(参考)障害福祉サービスの報酬

日中活動サービスの報酬

〇自立訓練(機能訓練):701単位 ※定員21人以上40人未満の例(以下同じ)

〇自立訓練(生活訓練):668単位

〇就労移行支援:759単位

〇就労継続支援A型(I):527単位

〇就労継続支援B型(I):527単位

○生活介護 区分2以下:525単位 • 区分3:572単位 • 区分4:633単位 • 区分5:884単位

区分6: 1,170単位

グループホーム・ケアホームの体験宿泊の報酬

○グループホームの体験宿泊 287単位

○ケアホームの体験宿泊 区分2:324単位・区分3:413単位・区分4:479単位

区分5:558単位・区分6:675単位

居宅介護(家事援助)の報酬

〇居宅介護(家事援助) 30分未満:105単位~1時間30分以上:346単位に30分を増すごとに+70単位

※緊急時対応加算:100単位あり

参考資料

現行の指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

〇 指定相談支援事業の人員基準

- ① 従事者の員数
 - 〇 事業所ごとに、専従の相談支援専門員を配置。ただし、事業所の管理に支障のない場合は、当該事業所の他の 職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- ② 管理者
 - 〇 事業所ごとに専従の管理者を配置。ただし、事業所の管理に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

〇 運営基準

- ① 相談支援専門員は、日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。
- ② 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、アセスメント を行わなければならない。
- ③ 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、以下に掲げる内容等を記載したサービス利用計画 の原案を作成しなければならない。
 - ア 利用者及びその家族の生活に対する意向
 - イ 総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
 - ウ 福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料 エ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ③ サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案の内容について、サービス利用計画の原案に位置づけた福祉サービス等の担当者から意見を求めなければならない。
- ④ サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得なければならない。
- ⑤ サービス利用計画を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付しなければならない。
- ⑥ モニタリングに当たっては、月1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録 しなければならない。
- ⑦ 相談支援専門員は、利用者が支給決定の変更の決定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催等により、サービス利用計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めなければならない。等

「相談支援専門員」の要件

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護などの業務における実務経験(3~10年)。



研修の修了

初年度に 「相談支援従事者初任 者研修」を修了



5年ごとに 「相談支援従事者 現任研修」を修了



相談支援専 門員として配 置

研修カリキュラム

- ○初任者研修カリキュラム(合計31.5時間)
 - <講義> 障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義(6.5時間)、 ケアマネジメントの手法に関する講義(8時間)、障害者の地域生活支援に関する講義(6時間)
 - <演習> ケアマネジメントプロセスに関する演習(11時間)
- 〇現任研修カリキュラム(合計18時間)
 - <講義> 障害者福祉の動向に関する講義(1時間)、都道府県地域生活支援事業に関する講義(2時間)、 地域自立支援協議会に関する講義(3時間)
 - <演習> 障害者ケアマネジメントに関する演習(12時間)

相談支援専門員の実務経験

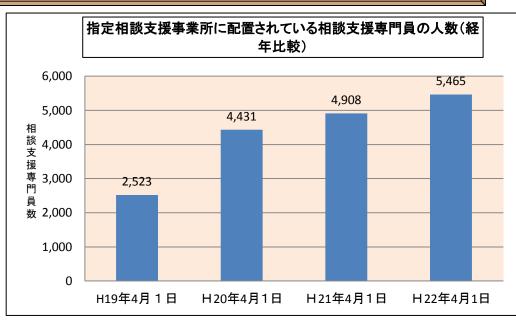
業務の範囲		相 談 支 援 専 門 員		
		業務内容	実務経験年数	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5 年以上	
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)国家資格等※2を有する者 (4)施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者		
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	②介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	1 0 年以上	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	③ 有 資 格 者 等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5 年以上	
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3 年以上	

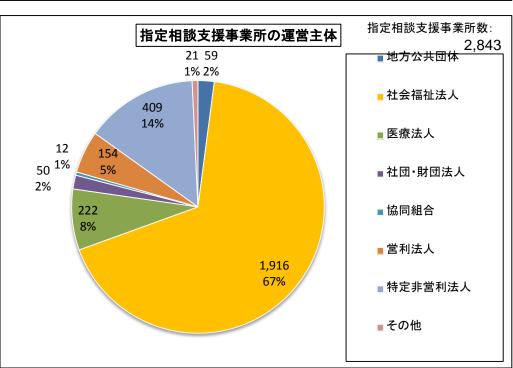
^{※1}平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、 平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

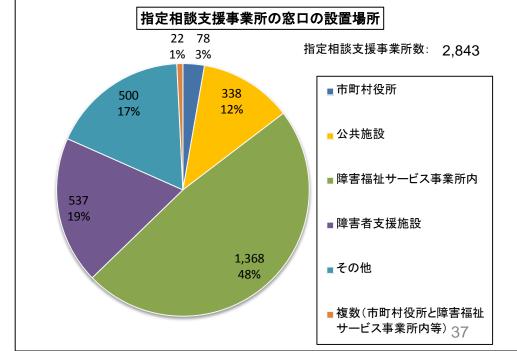
^{※2}国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、 歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

指定相談支援事業所等について

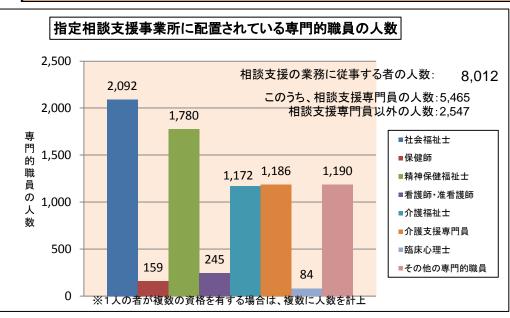


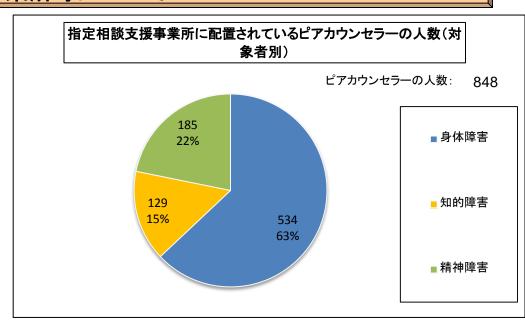


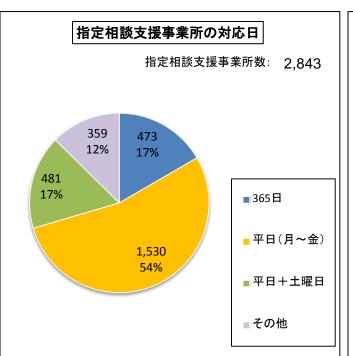


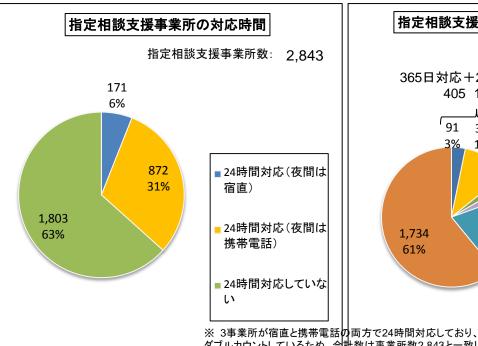


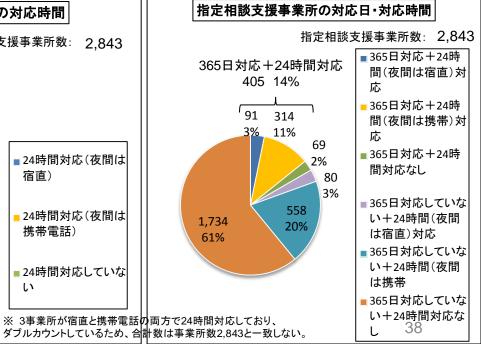
指定相談支援事業所等について



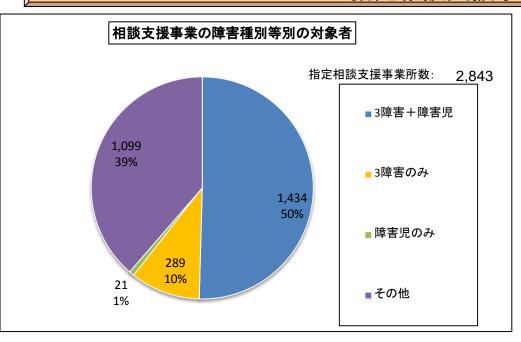


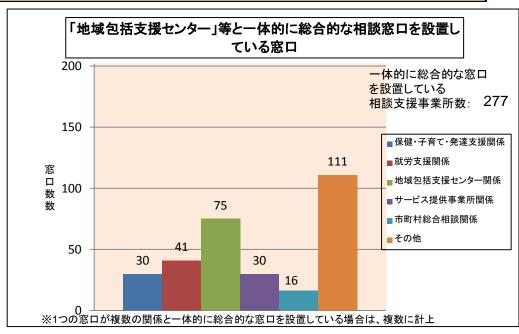






指定相談支援事業所等について





相談支援事業者数等の状況について (H22.4.1)

			10 = 0 - 1 - 1	ā → □□ □ ₩	
都道府県	サービス 利用者数 (実数)	相談支援 事業者数	研修 修了者数	援専門員数 指定相談支援 事業所に配置 されている人数	相談支援専門員 1人当たりのサー ビス利用者数
	(A)	(B)	(C)	(D)	(A/D)
01 北海道	38,145	140	1,913	289	132
02 青森県	8,136	58	593	98	83
03 岩手県	8,050	37	1,300	67	120
04 宮城県	10,214	25	1,030	61	167
05 秋田県	5,877	41	459	74	79
06 山形県	5,504	29	289	40	138
07 福島県	9,058	55	889	90	101
08 茨城県	11,259	56	751	100	113
09 栃木県	8,395	50	635	69	122
10 群馬県	7,246	49	562	87	83
11 埼玉県	19,262	103	1,318	212	91
12 千葉県	18,679	98	1,008	190	98
13 東京都	45,925	200	1,747	421	109
14 神奈川県	30,212	105	2,150	253	119
15 新潟県	10,093	65	1,080	149	68
16 富山県	4,589	27	351	49	94
17 石川県	5,456	31	361	44	124
18 福井県	4,489	33	936	42	107
19 山梨県	3,926	31	583	45	87
20 長野県	9,944	71	1,321	143	70
21 岐阜県	8,838	41	715	65	136
22 静岡県	13,455	81	715	141	95
23 愛知県	23,494	169	1,814	358	66
24 三重県	7,326	21	740	44	167

	サービス	相談支援専門員数		相談支援専門員	
都道府県	サービス利用者数(実数)	相談支援 事業者数	研修 修了者数	指定相談支援 事業所に配置 されている人数	相談又援等门員 1人当たりのサー ビス利用者数
	(A)	(B)	(C)	(D)	(A/D)
25 滋賀県	7,203	30	385	80	90
26 京都府	12,411	71	1,132	138	90
27 大阪府	37,653	196	3,942	464	81
28 兵庫県	22,455	87	458	154	146
29 奈良県	6,181	29	712	63	98
30 和歌山県	5,817	41	451	58	100
31 鳥取県	4,059	19	333	51	80
32 島根県	5,296	55	422	90	59
33 岡山県	9,466	36	839	59	160
34 広島県	12,009	73	1,437	129	93
35 山口県	7,218	45	387	78	93
36 徳島県	5,026	46	393	87	58
37 香川県	4,298	33	608	59	73
38 愛媛県	7,055	38	560	60	118
39 高知県	4,483	28	415	58	77
40 福岡県	22,401	97	1,849	178	126
41 佐賀県	4,393	17	397	36	122
42 長崎県	8,875	46	484	89	100
43 熊本県	10,013	57	678	89	113
44 大分県	7,038	45	571	70	101
45 宮崎県	5,641	38	361	56	101
46 鹿児島県	10,255	56	251	94	109
47 沖縄県	8,662	44	405	95	92
全国計	545,480	2,843	40,730	5,465	100

^{※1} サービス利用者(実数)は、H22.4国保連データ。

^{※2} 相談支援事業者数及び相談支援専門員数は、H22.4障害福祉課調ベデータ。

^{※3} サービス利用計画作成費の支給対象者を中心とした相談支援事業のあり方に関する調査研究報告書(平成19年度障害者保健福祉推進事業)における調査では、40 相談支援専門員1人当たり平均39.9人を担当。

相談支援の提供体制の整備と質の確保(案)

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、当面、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要。

その上で、更なる質の向上を図る観点から、相談支援専門員の任用のあり方等について将来に向けて見直しを検討することとする。

〇 相談支援の提供体制の整備

(相談支援従事者研修の実施主体の拡大)

今年度から、相談支援従事者研修の実施主体について、現行の実施主体の都道府県に加え、都道府県知事の指定する事業者まで拡大。

→ 「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について(平成23年10月26日障発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡)を発出。

(民間団体の相談支援業務従事者の活用)

今年度から、相談支援の提供体制の整備を図るため、公的な委託又は補助によらない民間団体の相談の実績について、一定の要件(※1)のもと、実務経験として認める

- → 相談支援専門員の要件としての実務経験の取扱いについて(平成23年10月26日厚生労働 省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡)を発出。
- ※ 一定の要件については、相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする事業者が、相談支援業務に従事した期間を証明するものとする。

(障害福祉計画に基づく計画的な提供体制の整備)

自治体が策定する障害福祉計画において、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、相談支援の提供体制を計画的に整備。

〇 相談支援の質の確保

(指定相談支援事業者の事業の実施状況等の公表)

指定相談支援事業者の人員体制(保有資格や経験年数等)や事業の実施状況(相談件数や計画作成 数等)の公表等について検討。

(相談支援従事者研修の充実等)

相談支援従事者研修の充実等について検討。

平成23年度における相談支援専門員の研修体系

- 〇 障害者自立支援法等の改正においては、新たに、「地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)」及び「障害児相談支援」を創設。(平成24年4月1日施行)
- このため、平成23年度は、「法の円滑な施行準備のための研修」を実施。
- 併せて、現任者の資質の向上のために、**専門コース別研修を創設**。
- 〇 これらの研修に要する経費については、地域生活支援事業費補助金の対象とする。
- ※ <u>平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系については、既存の初任者研修や現任研修の</u> 見直しを含め、今後検討。

相談支援専門員の必須の研修

初任者研修 <初年度>

(31.5時間)

現任研修 <5年ごと>

(18時間)

新

専門コース別研修

※専門コース別研修は、現任研修 の受講の有無にかかわらず、必 要に応じて受講することも可能

新

法の円滑な施行準備のための研修

【カリキュラム】

- •地域相談支援
- •障害児相談支援

(4~5時間程度)

相談支援従事者研修事業者の指定要件

〇 事業実施者に関する要件

- ・ 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を 有するものであること。
- ・ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備され ていること。

〇 事業内容に関する要件

- ・ 国が行う相談支援従事者指導者養成研修(以下、「国研修」という。)を修了した者を中心として実施すること。
- ・ 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。 特に初任者研修標準カリキュラムにおける「2 ケアマネジメントの手法に関する講義」の講師及び「4 ケアマネジメントプロセスに関する演習」を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てることを要件とする。(その他の講義、演習については、相談支援専門員の役割について相当の知見を有する者、行政職員等を充てることとする。)
- ・ 研修事業が、継続的に毎年1回以上実施されること。
- ※ 都道府県は、指定を希望する民間団体等に対して、必要に応じて指定研修において中心となる国研修修了者の斡旋等を行っていただく。

〇 研修受講者に関する要件

・ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

〇 その他の要件

- 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について十分留意すること。
- 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

民間団体の相談支援業務従事者の活用

相談支援の提供体制の整備を図るため、公的な委託又は補助によらない民間団体の相談の実績について、以下の要件をいずれも満たす場合に、指定相談支援事業者の指定を受ける前の事業所における相談支援業務を実務要件として認めることとする。

- 指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
 - ※ 指定に当たっては法人格が必要であることに留意。
- 民間団体の活動を、指定を受けている、又は受けようとする事業所の長が「当該者が相談業務に 従事する者で5年間勤務した経験を有する」旨を証明し、かつ、「5年間の相談業務を行っている ことが客観的に分かる資料(※)」があること。
 - ※ 業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書や決算資料等 により客観的に相談業務を実施していることが分かる場合も可とする。
- (参考) 現行の取扱い(H18.11相談支援事業関係Q&Aにおいて提示)
 - (1) 事業所要件 公的な補助金や委託により運営されており、かつ、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されて いる事業所
 - (2) 実務経験の証明 事業所の長が、業務内容や勤務日数を証明した期間

ケアマネジメントにかかる介護報酬について

居宅介護支援の介護報酬のイメージ(1月あたり)

居宅介護支援費

要介護者が居宅サービス等を適切に利用することができるように作成する居宅サービス計画費

	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費Ⅰ	1,000単位/月	1,300単位/月
居宅介護支援費Ⅱ	500単位/月	650単位/月
居宅介護支援費Ⅲ	300単位/月	390単位/月

報酬体系は逓減制 ※ ' 例:要介護3・4・5の場合

居宅介護支援費 [(650単位)

居宅介護支援費Ⅲ居宅介護支援費Ⅲ

60件

(390単位)

介護支援専門員 ※2

1人当たり取扱件数介護支援専門員(常勤換算)1人当たり40件を超えた場合、超過部分のみ

に逓減制(40件以上60件未満の部分は居宅介護支援費Ⅱ、60件以上の部

分は居宅介護支援費Ⅲ)を適用

※2 取扱件数には介護予防支援受託者数を2分の1とした件数を含む

40件

医療との連携、労力を要するケアマネジメント や事業所の体制に対する**加算・減算**

退院、退所時の病院等との連携

入院、入所期間が

・30日以下:400単位

・30日以上:600単位

認知症高齢者へのケアマ ネジメントに対する評価 (150単位)

初回利用者へのケアマネジメントに対する評価 (300単位) 入院、入所時の病院等と の連携

(150単位)

※加算は主なものを記載

独居高齢者へのケアマネ ジメントに対する評価 (150単位)

ケアマネジメント等の質 の高い事業所への評

価 [・!:500単位

・『:300単位

サービス担当者会議や定期的な利用者の居宅訪問未実施等

·-30%

・-50%(2ヶ月以上継続)

訪問介護サービス等につい て、特定の事業所の割合が 90%以上の場合

(-200単位)

介護予防支援の介護報酬のイメージ(1月あたり)

介護予防支援費

要支援者が介護予防サービス等を適切に利用することができるように作成する介護予防サービス計画費

介護予防支援費 412単位/月

_

小規模多機能型事業所 との連携

(300単位)

事業所との連携や労力を要するケアマネジメントに対する加算

初回利用者へのケアマネジ メントに対する評価 (300単位)

45

特定事業所加算

質の高いケアマネジメントを提供する事業所に対する加算

- ・特定事業所加算(I) 500単位/月
- ・特定事業所加算(Ⅱ) 300単位/月

〇算定要件((I),(I)の算定はいずれか一方に限る。)

【特定事業所加算(I)】

- ▶ ① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。
- ▶② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ▶ ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ▶ ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3~要介護5である者の割合が5割以上であること。
- ▶ ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ▶ ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- ▶ ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- > ⑨ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ▶ ⑩ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40件以上でないこと。

【特定事業所加算(Ⅱ)】

▶ 特定事業所加算(I)の③、④、⑨及び⑩を満たすこと、常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。

特定事業所集中減算

▲200単位/月

○算定要件

正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスの うち、訪問介護サービス等について、<u>特定の事業所の割合が90%以上である場合に減算</u>。ただし、当該事業所のケアプラン数が一定数以下である場合等一定の条件を満たす場合を除く。

〇判定方法

居宅サービス計画のうち、<u>訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与</u>が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、<u>最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算</u>し、訪問介護サービス、通所介護又は福祉用具貸与のいずれかについて90%を超えた場合に減算する。

運営基準減算

- ・所定単位数の70/100に減算
- ・運営基準減算に2月以上継続している場合は、所定単位数の50/100に減算

○算定要件

- (1) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たっては、次の場合に減算されるものであること。
 - ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月(以下「当該月」という。)から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等行っていない場合(やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。)には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算される。
- (2) 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
 - ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (3) 居宅サービス計画作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、次の場合に減算されるものであること。
 - ① 当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している場合には、特段の事情がない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

初回加算

+300単位/月

特に手間を要する初回(新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合) を評価

医療連携加算

+150単位/月

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、必要な情報を提供した場合に算定

退院・退所加算

Ⅰ +400単位/月 Ⅱ +600単位/月

入院期間又は入所機関が30日以下の場合(Ⅱは30日を超える場合)であって、退院又は退所にあたって、病院等の職員と面会を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合に算定

認知症加算

+150単位/月

特に労力を要する認知症日常生活自立度が皿以上の認知症高齢者への支援に対する評価

独居高齢者加算

+150単位/月

特に労力を要する独居高齢者への支援に対する評価

小規模多機能型居宅介護 事業所連携加算

+300単位/月

利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所へ提供した場合について評価